

須坂市営駐車場指定管理者募集要項

第1 募集の趣旨

この指定管理者募集要項は、須坂市営駐車場の管理について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び須坂市営駐車場条例（平成 17 年条例第 54 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定により、指定管理者の公募を行うために必要な手続き等を定めたものです。

第2 施設の概要

公募対象施設の概要は次のとおりです。

1. 所在地 須坂市大字須坂 312 番地 1
2. 駐車場の構造 アスファルト舗装
敷地面積 1,399.26 m²
3. 駐車台数 軽自動車_5 区画
普通自動車_25 区画
大型自動車_2 区画

第3 基本的な管理内容

須坂市営駐車場は、中心市街地における商業の発展及び観光の振興並びに市民の利便を図ることを目的に設置しています。

指定管理者が行う施設管理の基本的な内容は次のとおりです。

1. 指定管理者が行う業務の範囲（条例第 15 条参照）
 - ア 利用の許可、許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務
 - イ 駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - ウ 利用料の徴収、減免及び還付に関する業務
 - エ その他、市長が必要と認める業務
 - オ 地域と連携した自主事業に関する業務

2. 指定期間指定期間

2022 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

3. 利用区分等

ア 利用区分及び利用時間は、次のとおりとする（条例第 4 条参照）

利用区分	利用時間	備考
昼夜間駐車	午前 8 時から午後 9 時まで	
深夜駐車	午後 9 時から翌日午前 8 時まで	
月ぎめ駐車	午前 0 時から午後 12 時まで	大型自動車を除く

イ 利用料は、次のとおりとする（条例第7条参照）

利用区分	利用料	備考
昼夜間駐車	60分以内ごとに 100円	
深夜駐車	120分以内ごとに 100円	
月ぎめ駐車	1月につき 6,700円	

ウ 指定管理者は、利用者の利便に供するため利用券を発行することができ、利用券の料金は、1時間券（深夜2時間券）50枚3,920円で前売りできる。（条例第8条参照）

4. 利用料金の扱い（条例第7条参照）

駐車場の利用者は条例に基づき利用料を納付しますが、その利用料は指定管理者の収入とします。

なお、岡信孝コレクション須坂クラシック美術館、須坂市旧小田切家住宅又は須坂市笠鉾会館ドリームホール観覧等のための利用者、須坂市蔵のまち観光交流センターを利用した者で利用料を納付した方は、120分以内に限り利用料が無料となります

5. 管理経費

指定管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という）は、年額791,000円を上限として支払います。この金額には、消費税及び地方消費税が含まれます。

指定管理の指定を受けるための申請時に提出する指定管理者申請書に添付する当該施設の管理運営に関する収支予算書で必要額を提示してください。

指定管理料は、この提示金額に基づき指定管理者と須坂市が協議したうえで、須坂市の会計年度ごとに協定で定めます

6. 管理の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づいて管理を行ってください。

ア 指定管理者は、関係法令、条例及び施行規則を遵守し、施設の目的に沿った適正な管理をしてください

イ 指定管理者は、市民が快適に施設を利用できるよう、施設の整備、物品の維持管理を適正に行ってください。

ウ 指定管理者は、管理に当たって取得した個人情報の取扱いについては、須坂市個人情報保護条例（平成13年条例第35号）の規定に基づいて適正に行ってください。

エ 指定管理者は、施設の円滑な維持管理、運営を行うため、また、利用者に対してサービスを提供するために必要な人員を配置することとし、施設の運営を統括する責任者を1名配置してください。

7. 管理の基準

施設に設置される発券機や精算機等の日常点検を実施するとともに、必要により設備を作動するなどして、定期的実施するものとします。また、発券機や精算機等の消耗品については

必要に応じて交換するとともに、故障時や異常事態発生時には速やかに市に連絡し、修繕等適切な対応を実施することとします。

項目	内容	回数
施設及び周辺の清掃	指定管理者による	一日1回以上
発券機、精算機の点検	指定管理者による	一日1回以上
	専門業者による	年2回以上
電気設備の点検	指定管理者による	年4回以上
冬期の除排雪	指定管理者による	降雪時適宜

8. 関係法令等の遵守

施設の管理に当っては、次の関係法令等を遵守してください。

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法等の労働関係法令
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 須坂市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 35 号）
- ・ 須坂市営駐車場条例（平成 17 年条例第 54 号）
- ・ 須坂市営駐車場施行規則（平成 17 年規則第 49 号）
- ・ 指定管理者と締結する基本協定書及び年度協定書

9. 指定管理者と市の責任分担

種類	内容	指定管理者	須坂市
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	○	
税制変更	一般的な税制変更	○	
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由から、管理運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費		○
自然災害等	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
利用者への損害賠償	施設・設備等の不備による事故及び利用者への損害賠償	協議事項	
施設・設備の修繕・改修	経年劣化によるもの（10万円未満）	○	
	経年劣化によるもの（10万円以上）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（10万円未満）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（10万円以上）		○
	不可抗力により発生した指定管理者の損害、損失及び増加費用	○	

	不可抗力により発生した須坂市の損害、損失及び増加費用		○
	指定管理者の管理責任によらない重大な欠陥が発生した場合		○
事業終了	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における指定管理者の撤収費用	○	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴い犯罪が発生	○	

10. モニタリング評価に関する事項

市は指定管理者による施設の適切な管理運営とサービスの向上を目的として指定期間中にモニタリング評価を「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングガイドライン」により実施し、その内容を市民に公表します。

11. 保険の付与

指定管理者は、管理運営期間中、賠償資力を確保するため施設賠償保険に加入することとします。なお、市では建物総合損害共済保険に加入しますが、指定管理者所有の備品等に必要がある場合は、指定管理者が加入してください。

第4 申請の手続き

1. 応募資格

指定管理者に応募できる者は、次のすべての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）です。

なお、法人等は、株式会社、NPO 法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

- (1) 須坂市内に事務所又は事業所を有し、指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、須坂市から指名競争入札への参加を取り消された者でないこと。
- (3) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。
- (4) 市税その他の租税の滞納のない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があった者でないこと。
- (6) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで 又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6

号に規定する暴力団員

2. 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする者は、次の書類を提出してください。様式は別紙を参照してください。

- (1) 申請書 様式第7号（須坂市営駐車場条例施行規則（以下「規則という」）第8条関係）
- (2) 須坂市営駐車場の管理運営に関する事業計画 様式第8号（規則第8条関係）
- (3) 須坂市営駐車場の管理運営に関する収支予算書 様式第9号（規則第9条関係）
- (4) 自主事業予算書 様式第10号（規則第10条関係）
- (5) 団体概要書 様式第11号（規則第11条関係）
- (6) 定款、規約その他これらに類する書類
- (7) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、決算書及び市税に係る納税証明書。法人以外の団体にあっては、決算書及び当該団体の代表者の市税に係る納税証明書
- (8) その他市長が別に定める書類

3. 募集要項配布等

(1) 配布場所

須坂市産業振興部商業観光課

〒382-0077 須坂市大字須坂 1295 番地 1

電 話 026-248-9005（課専用） F A X 026-248-9041

Eメール syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp

募集要項・申請書等の様式は、須坂市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布期間

2021年9月7日（火）から10月1日（金）まで

（土曜日、日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分）

(3) 募集要項に関する質問受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間：2021年9月7日（火）から10月1日（金）まで

受付方法：質問書（任意様式）に記入のうえ、Eメール又はFAXにて送信してください。

質問の回答：募集締切日の1週間前までに、須坂市ホームページで公表します。

4. 申請書の提出先及び提出期限

提出先は、募集要項配布場所と同じです。

提出期限は、2021年10月12日（火）午後5時15分 必着とします。

提出期限以後の変更及び追加は認めません。

5. 指定管理者の選定等

(1) 指定管理者選定の方式

指定管理者の選定は公募型プロポーザル方式により行ないます。

(2) 応募者の審査

指定管理者候補選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、審査会の意見を基に、指定管理者庁内検討委員会が指定管理者の候補者を決定します。なお、必要に応じて応募者のヒヤリングを実施します。

なお、指定管理者候補選定審査会を10月20日（水）に予定しています。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表いたします。

(4) 優先交渉順位者と交渉

第1順位者と詳細事項について交渉を行います。

なお、第1順位者との交渉で合意に至らなかった場合、第1順位者を不合格とし、第2順位者を繰り上げて交渉を行います。以下順次同様の扱いとします。

(5) 協定の締結

市と指定管理者の指定を受けた者は、細目について協議を行い協定を締結します。協定は、指定期間全体に共通する事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業内容や指定管理料等を定める「年度協定」の2種類とします。

6. 選定の基準等

(1) 選定基準

ア 事業計画書による公の施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画の内容が、市民文化の向上に寄与するものであること。

ウ 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査項目

提出いただいた「須坂市営駐車場の管理運営に関する事業計画書」等により、審査を行います。

ア 管理運営を行うにあたっての経営方針

イ 安全安心面からの管理の具体策など特徴的な取組みについて

ウ 施設の管理について（職員の配置、職員の研修計画、経理）

エ 施設の運営について（年間の自主事業計画、サービスを向上させるための方策、利用者の要望の把握及び実現策、利用者のトラブルの未然防止と対処方法）

オ 個人情報の保護の措置について

カ 緊急時対策について（防犯、防災の対応）

キ 団体の理念について（団体の経営方針、指定管理者を申請した理由、施設の現状に対する考え方及び将来展望）

7. 応募に際しての留意事項

(1) 禁止する行為

選定委員、本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募について便宜を図るよう働きかけるなどの行為を禁じます。なお、この事実が認められた場合は失格となることがあります

(2) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします

(4) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします

(6) 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は、須崎市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合、その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします

(7) その他

- ① 提出された書類は、お返しいたしません
- ② 提出された書類は、必要に応じ複写します
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがあります

8. 指定管理者の取り消し等

指定管理者の指定を受けた者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められる場合、または、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消すことがあります。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定の取り消しが指定期間中の場合には、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、当業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

9. 須崎市個人情報保護条例及び須崎市情報公開条例の適用について

指定管理者には、須崎市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 35 号）第 12 条の 2 の規定により、個人情報保護の遵守の義務が課されます。また、須崎市情報公開条例（平成 17 年条例第 45 号）第 29 条の 2 の規定により、情報公開の努力義務が課せられています。これらの内容は、協定で定めます。

10. その他

(1) 市議会の議決

指定管理者候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、指定管理者候補者を指定管理者に指定する議案を市議会に提案し、議決を受けることとなります。議決が得られなければ不

合格となりますが、その場合、市は一切の損害賠償責任は負いません。

また、市議会の議決を経るまでの間に指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

(2) 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|----------------|----------|
| ① 審査結果の通知 | 2021年12月 |
| ② 指定管理者の指定の議決 | 2021年12月 |
| ③ 協定の締結準備 | 2022年3月 |
| ④ 基本協定の締結 | 2022年3月 |
| ⑤ 年度協定の締結 | 2022年4月 |
| ⑥ 指定管理者による管理運営 | 2022年4月～ |

(3) 指定管理者に係る税金

指定管理者に係る税金は、国税については税務署へ、県税については長野地方事務所税務課へ、市税については市役所税務課へお問い合わせください。

11. 添付資料

- ・須坂市営駐車場条例
- ・須坂市営駐車場条例施行規則
- ・須坂市営駐車場利用台数及び決算額

問い合わせ先
担当 商業観光課 観光係
徳永武彦（課長） <u>黒岩一視（担当者）</u>
電話 026-248-9005（課専用）
FAX 026-248-9041
Eメール syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp